

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律案に係る 事前評価書

1. 政策の名称

原子力損害賠償・廃炉等支援機構から資金援助を受ける原子力事業者による廃炉等の適切かつ着実な実施の確保を図るため、当該原子力事業者は廃炉等積立金を同機構に積み立てなければならないこととする等の措置を講ずる政策

2. 担当部局

資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力・ガス改革推進室長 畠山 陽二郎

電話番号：03-3501-1746

e-mail：genbaihaikouhou@meti.go.jp

3. 評価実施時期

平成29年2月

4. 規制の目的、内容及び必要性等

(1) 規制の目的

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（以下「法」という。）第45条第1項の認定を受けた認定事業者が実施する廃炉等に係る資金を安定的に確保すること。

(2) 規制の内容

廃炉等を実施する認定事業者（以下「廃炉等実施認定事業者」という。）に対し、毎年一定額の資金を廃炉等積立金としてあらかじめ原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「機構」という。）に積み立てることを義務づけることとし、積み立てられた資金について、機構が支出の管理及び監督を行う。

(3) 規制の必要性

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第45条第1項の認定を受けた認定事業者が実施している廃炉等は、数十年にわたって行われ、巨額な資金を要し、技術的に未知な部分が多く将来的な作業が見通し難いことから、認定事業者による廃炉等の適正かつ着実な実施を確保するには、とかく当面の課題に重点を置きがちな原子力事業者とは離れた第三者的な立場から、損害賠償等も含めた全体計画の中で、廃炉等の実施に必要な資金管理を実施させる制度が必要とされている。

(4) 法令の名称・関連条項とその内容

「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律案」

5. 想定される代替案

➤ 信託スキームを利用した資金の確保

廃炉等に必要な資金について、廃炉等実施認定事業者がそれぞれ信託銀行等に信託させることを義務付けることで、廃炉等実施認定事業者の一般財産から隔離する制度措置を講じる。

6. 規制の費用

<改正案>

・遵守費用

➤ 廃炉等実施認定事業者が積み立てることを義務付けられる廃炉等積立金の額は、

その算定方法も含め、機構が毎年度定めるものであり、予めその額を見積もることはできないが、本来的に廃炉等実施認定事業者が確保することが必要なものであり、制度改正の前後に必要な金額に差異が生じるものではない。

- また、機構は、廃炉等積立金の管理等に関する業務を行うことになるため、機構はその業務を実施するうえで必要な費用（人件費等）についても支出しなければならないが、かかる費用は、各原子力事業者が機構に納付する負担金で賄うこととなる。
- 廃炉等積立金の額の認可等にあたり、国又は機構による立入検査を受ける場合、そのための費用が発生することとなる。

<代替案>

・遵守費用

- 廃炉等に必要な資金を信託することを義務付ける制度措置を講じた場合も、改正案同様、制度改正の前後で廃炉等に要する金額に差異が生じるものではない。
- ただし、廃炉等実施認定事業者が資金を信託銀行等に信託することに伴い、廃炉等実施認定事業者が信託銀行等に支払う手数料（通常、信託銀行等に信託する額に応じて決定される）が、追加的な費用が発生することとなる。

7. 規制の便益

<改正案>

- 廃炉等に必要な資金を廃炉等積立金として機構に積み立てさせることで、必要な資金を安定的に確保することが可能となる。
- 廃炉等積立金の額は、廃炉等の実施や電力の安定供給といった事業運営に支障を来すことがないように定める必要があり、改正案では、廃炉等積立金の額は機構が定めることとしている。機構は、廃炉等の知見に富んでおり、廃炉等実施認定事業者の経営状況も詳細に把握しているため、確実な資金管理を行うことができる。
- また、機構の廃炉等積立金の管理等に係る運営に関しては、第三者（有識者）を含む運営委員会において意思決定を行うとともに、その運営には、認可・承認等を通じて国が一定の関与（立入検査も含む）を行うこととし、事業全体のガバナンスを強化することができる。

<代替案>

- 廃炉等に必要な資金を信託銀行等に信託させることを義務付けることで、必要な資金を安定的に確保することが可能となる。
- ただし、信託銀行等は、機構に比べ廃炉等の知見を有しておらず、廃炉等積立金の額の決定に当たっては、別途専門的な知見を持つ機関等の審査が必要となり、また、改正案のように、事業全体のガバナンスを強化することはできない。

8. 政策評価の結果

<費用面>

- 改正案・代替案とも廃炉等実施認定事業者が廃炉等に必要な資金を確保することを求められる。改正案の場合は、機構がその業務を行うにあたっての必要な費用は、既存の機構の業務の中で各原子力事業者が機構に納付する負担金で賄われるが、代替案の場合は、信託銀行等に資金の管理・運用を委託するため、追加的な費用（手数料等）が発生する。
- また、改正案においては、廃炉等積立金の額の認可等にあたり、国又は機構による立入検査を受ける場合、そのための費用が発生することとなるが、代替案の場合は発生しない。

<便益面>

- 改正案・代替案ともに、廃炉等に必要な資金を安定的に確保することが可能となる。
- 改正案においては、機構の廃炉等積立金の管理等に係る運営は、第三者（有識者）を含む運営委員会において意思決定を行うとともに、その運営には、国が一定の関与を行うこととし、事業全体のガバナンスを強化することができる。こうした事業全体の適正なガバナンス体制の整備は、代替案を採用することでは達成できない。

以上から、費用面においては改正案・代替案の間で大きな差異は認められない一方で、便益面においては、廃炉等の適切かつ着実な実施の確保という目的を達成するためには、改正案の方が優れており、両面を評価した場合には改正案の方が優れているといえる。

9. 有識者の見解その他の関連事項

「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」（平成28年12月20日閣議決定）（抄）

（4）国が行う新たな環境整備

国は、今後電力自由化が進展していくなかであっても、被災者・被災企業への賠償、インフラ整備・除染等の帰還に向けた環境整備、廃炉・汚染水対策等について、中長期的かつ安定的に実施していくことができるよう、東京電力の改革を前提としつつ、以下の環境を整備する。

被災者・被災企業への賠償については、電力自由化が進展する環境下における受益者間の公平性や競争中立性の確保を図りつつ、国民全体で福島を支える観点から、福島第一原発の事故前には確保されていなかった分の賠償の備えについてのみ、広く需要家全体の負担とし、そのために必要な託送料金の見直し等の制度整備を行う。

廃炉・汚染水対策については、原則として、東京電力グループ全体で総力を挙げて責任を果たしていくことが必要である。廃炉の実施責任を有する東京電力が廃炉を確実に実施するため、必要な資金の捻出に支障を来たすことのないよう、規制料金下にある送配電事業における合理化分についても確実に廃炉に要する資金に充てることを可能とすることとし、託送収支の事後評価における特例的な取扱い等を含んだ制度整備を行う。あわせて、支援機構に、廃炉に係る資金を管理する積立金制度を創設する。支援機構が、東京電力による廃炉の実施の管理・監督を行う主体として、

- ・廃炉に係る資金についての適切な管理
- ・適切な廃炉の実施体制の管理
- ・積立金制度に基づく着実な作業管理等

を行うことにより、今後、長期にわたる巨額の資金需要に対応できる体制を整備し、廃炉の実施をより確実なものとする。

10. レビューを行う時期又は条件

法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする検討規定を設けており、当該規定に基づき、検討を行うこととする。

11. 備考

特になし